

足尾鉍毒問題と北海道開拓のための移住政策

押 谷

一

1. はじめに

足尾鉍毒問題は、近代日本における公害史の原点とされている。この問題は、足尾にかつてあった銅鉍山から硫化銅を含んだ鉍さいが、洪水の氾濫によって下流の畑を汚染して、鉍毒による農業被害が発生したことである。渡良瀬川が氾濫しなかつたら、下流の田畑は、鉍毒による被害にさらされることはなかつたことから、農民の鉍毒反対運動は、鉍山経営の廃止を求めるとともに渡良瀬川の改修を求めた。河川の改修は、渡良瀬遊水地の設置が優先され、それに伴って鉍毒による被害者は、居住地からの移転を強いられた。

明治維新を機に本格的な開拓・開発が始まった北海道では、十分な移住が進まず、明治維新の混乱のなかで生じた政治犯などを劣悪な環境で開拓に従事させた。

本稿では、足尾鉍毒問題の背景を概観すると

もに、足尾鉍毒被害者である住民の移転と北海道の開拓に関わりについて整理する。

2. 足尾鉍毒問題

栃木県上都賀郡足尾町（現在の日光市足尾地区）の足尾銅山は、一六一〇年（慶長一五）年には、二人の農民が銅の鉍床を発見し、江戸幕府直轄の鉍山として採掘が開始されたとされている。幕府は、鉍山の開発とともに鑄銭座を設けて、当時の通貨である寛永通宝を鑄造し、足尾は発展していた。採掘された銅は、日光東照宮、江戸の増上寺の部材などにも使われている。

足尾銅山は、江戸時代には年間一二〇〇トの銅を産出していたが、明治維新前後には年間一五〇トと採掘量が減少するとともに、鉍毒問題の発生によって反対運動が起き、閉山状態となっていた。これが一八七二（明治四）年に古河市兵衛に払い下げられ、一八七五（明治八）年に創立された「古

河本店」（現・古河機械金属）は、一八八一（明治一四）年には、豊富な鉍脈を発見するなど、足尾銅山での鉍山開発事業を成功させ、これによって事業を拡大し、一大コンツェルン（財閥）を形成した。なお、古河財閥は第二次世界大戦の敗戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の指令により解体された。

古河本店による産銅量は、一八八五（明治一八）年には全国の三九%を占めていた。新たな精錬工場も新設し、東京・本所に鎔銅所を建設した。翌一八八六（明治一九）年には、足尾鉍山に蒸気動力ポンプを、一八九〇（明治二三）年には水力発電所を設置している。さらに一八九六（明治二九）年には日光駅との間で軽便馬車鉄道を開設した。銅山経営が順調に発展する一方で、周辺地域では深刻な鉍毒問題が発生した。鉍毒による激甚な被害が渡良瀬川下流の農地や農民に発生したのは、一八八五〜八七（明治一八〜二〇）年とされる。さらに、一八九〇（明治二三）年に発生した洪水

によつて鉱毒を含む鉱さいが田畑に流れ込み、被害が周辺農地に一気に拡大した。

3. 鉱毒被害者の対応と政府の対応

足尾銅山の鉱毒被害の拡大を受け、被害住民、元の県、国がどのような対応をしたかについては、松浦（二〇〇二）に以下のように説明されている。¹

群馬県の待矢場両堰水利功会は鉱毒調査委員会を設置し、栃木県では県独自の被害調査を進めることとなった。農商務省も調査を開始したが、一八九一（明治二四）年一月一八日の第二回帝國議會では、衆議院議員であった田中正造が鉱毒事件を本會議で取り上げ、被害農民の救済の必要性について政府に対し質問を行っている。

一方、被害者農民と古河本店との間では示談が進められ、粉鉱採集器の設置と示談金によって被害や農民の反対運動は収まったかにみえたが、一八九六（明治二九）年には、再び安政以来という大規模な洪水が発生し、鉱毒被害地は広範囲に拡大した。

こうしたなかで、被害地では、鉱毒反対運動の住民の組織化が進められ、群馬県邑楽郡渡瀬村の雲龍寺に栃木群馬鉱毒事務所を設置し、鉱業停止を求める活発な運動が展開された。また、群馬県議會で鉱山の停止の建議が行われた。榎本武揚農商務相も鉱毒被害地を視察し、農商務省では鉱毒特別調査委員が任命された。

一八九七（明治三〇）年三月には、被害農民が上京して請願する運動「東京押出し」が二度行われた（二日、二四日）。これに対し、内閣は直属の足尾銅山鉱毒事件調査委員会（第一次鉱毒調査会）を設置し、操業停止の議論を行ったが、結果として操業の停止は行わず、古河本店によつて予防工事を行うことを決定した。「予防工事命令」（三七項目）を発出し、これに違反する場合には、直ちに操業を停止させるとした。

ところが、翌一八九八（明治三一）年には「予防工事命令」によつて設置された沈殿池が洪水により破壊され、被害地がさらに拡大したことを受け、九月に農民による三回目の押出しが行われた。さらに、一九〇〇（明治三三）年二月一三日に行われた第四回押出しでは、上京途中の被害農民たちが、群馬県邑楽郡佐貫村川俣（現・明和町）で警官隊と大規模に衝突した。いわゆる「川俣事件」である。一九〇一（明治三四）年一月一〇日には田中正造による天皇直訴未遂などもあり、重大な社会問題へと発展した。

こうした状況下、政府は第二回鉱毒調査会を設置し、その收拾を図った。一九〇二（明治三五）年一月一七日には、閣議決定に基づいて内閣直属の鉱毒調査委員会（第二次鉱毒調査会）が設置された。調査会には、治水の専門家として、東京帝國大学工科大学教授の中山秀三郎、土木監督署技師の日下部弁二郎の二人が参画している。

調査会は一九〇三（明治三六）年三月、内閣総

理大臣に「足尾銅山二関スル調査報告書」を提出した。報告書では、洪水によつて下流に運搬された銅について、稼働中の足尾銅山からの流出は少なく、一八九七（明治三〇）年の「予防工事命令」以前の操業により排出され上流に堆積していたものであるという基本的な認識の下に発表された。操業による責任は認めなかった。一方、渡良瀬川の治水策が中山や日下部によつて検討され、谷中村をも含んだ遊水地計画が主張された。計画では、①「築堤と新川の開削により利根川に流下させる河道を設置する案」、②「渡良瀬川の沿岸に貯水池を設け、利根川合流量を減水させる遊水地案」という二案を提示しつつも、前者は当時進められていた利根川改修事業に多大な影響を与えらるとし、後者が実行計画として説明された。

4. 渡良瀬遊水地の造成と強制移住

旧谷中村（現・藤岡町）に渡良瀬遊水地の築造が決定すると、三七七戸、約二五〇〇人の村民は立ち退きを余儀なくされた。村民はこの地で農業や川魚漁などにより生計を立てていた。渡良瀬遊水地の築造は、谷中村を廃村にし、村民の生活を破壊してまでも進められたということである。

一九〇六（明治三九）年、栃木県は第一次用地買収を行い、これに三四四戸が応じた。応じなかった村民に対しては、一九〇七（明治四〇）年六月〜七月、国は「土地収用法」（明治三十三年三月七

<資料> 足尾銅山鉱毒事件と佐呂間移住に関する略年表

年	出来事
1885	明治18 足尾銅山周辺の農村での鉱毒被害が顕在化
1890	明治23 洪水により、鉱毒被害が周辺地域に拡大
1891	明治24 12月14日 田中正造衆議、第2回帝国議事本会議で鉱毒事件を取り上げ、被害者の救済について質問
1896	明治29 大規模な洪水の発生により、鉱毒被害が周辺地域にさらに拡大
1897	明治30 3月2日 第1次東京押出し 3月24日 第2次東京押出し 3月24日 内閣、足尾銅山鉱毒事件調査委員会(第一次鉱毒調査会)設置、古河に「予防工事命令」発出
1898	明治31 9月26日 第3次東京押出し
1900	明治33 2月13日 第4次東京押出し、上京中に群馬県内で警官隊と大規模衝突(川俣事件) 12月10日 田中正造による天皇直訴未遂事件
1902	明治35 1月17日 内閣直属の鉱毒調査委員会(第二次鉱毒調査会)の設置を閣議決定
1903	明治36 3月 鉱毒調査委員会、内閣総理大臣に『足尾銅山ニ関スル調査報告書』を提出 実行計画として、「渡良瀬川遊水池案」を提案
1904	明治37 12月 栃木県会、遊水池の建設地として谷中村の買収を秘密会で決定
1906	明治39 栃木県、谷中村で第1次用地買収を執行、344戸が退去に応じる
1907	明治40 6月～7月 栃木県、「土地収用法」により谷中村に残った家屋16戸を破壊 8月25日 荒畑寒村著『谷中村滅亡史』、平民書房より刊行
1911	明治44 4月 栃木県下都賀郡の66戸210名がサロマベツ原野(現・佐呂間町)へ入植 6月15日 佐呂間入植者、栃木神社創建
1912	明治45 栃木県、谷中村で第2次用地買収を執行
1913	大正2 9月4日 田中正造が死去
1917	大正6 谷中村の全戸移住が決定
1947	昭和22 佐呂間町栃木地区の人口がピークに(651人)
1960	昭和35 佐呂間町の栃木神社境内に「開基五十周年記念碑」建立
1972	昭和47 佐呂間町入植者2世の農家6戸が帰郷運動を経て栃木県壬生町に転出
2011	平成23 佐呂間町の栃木神社境内に「栃木開基百周年記念之碑」建立

※ 2021年3月、編集部作成。

日法律第二九号)を適用して、予定地に残っていた家屋一六戸を破壊した。その後、第二次用地買収(一九二〇～二三年)を実施し、田中正造ととも

にも仮小屋で抵抗していた村民の運動も、一九一三(大正二)年に田中が亡くなったことで弱体化し、一九一七(大正六)年には全戸が移住することとなった。

渡良瀬遊水池の築造の狙いについて、松浦(二〇〇二)では以下のように指摘されている。

「遊水池築造について、田中正造が指導した足尾鉱毒反対運動の延長として語られることが多い。つまり明治二〇年代に本格化した足尾鉱毒問題は、明治三三年(一九〇〇)、地域住民と警官隊が衝突した川俣事件が重大なピークであり、この後、田中正造の活動は、谷中村廃村を伴う遊水池計画反対に集中するようになった。田中の論理は、足尾鉱毒問題を治水問題にすりかえ、その矛盾を谷中村一村に押し付けて鉱毒問題の隠れいを図ったということである。」

谷中村の土地買収について、古在由直(東京帝国大学農科大学教授)は当時、困窮している被害農民救済のため、治水事業により積極的に行うことを主張した。その費用も「十分救済ヲ意味シテ処分」と、出来る限り高い費用が主張された。つまり、鉱毒被害として古河からの補償、あるいは国からの救済ができないとしたら、治水の名目で鉱毒被害から復旧できない土地を買収し、困窮農民を救済しようとしたのである。その対象となる土地の面積は、回復の見込みがない土地五〇〇〇町歩、復興の見込みがない土地二二〇〇町歩であった。

一方、治水を前面に打ち出した鉱毒救済は治水担当部局からは異議が唱えられた。また、事業費の負担については、古河本店に負担させるかどう

かという点や、「土地取用法」の適用などを巡って議論が展開された。このような議論をもとに、内閣総理大臣に対する報告書が帝国議会に提出された。この報告書では遊水地の必要性は述べられていたが、具体的な場所は特定されていなかった³。

また、谷中村が属する栃木県では、一九〇四（明治三七）年一二月の通常県会の末期に、谷中村買収を含む土木費が追加予算として提出された。これはいったん否決された後、秘密会での審議の後、本会議に再度上程され、最終的に賛成一八、反対一二で可決された。これにより谷中村は遊水地として県に買収された⁴。

5. 足尾銅山を巡る背景

足尾銅山を巡る一連の動きの背景について、東海林・菅井（一九八五）では、次のとおり説明されている⁵。以下に略説する。

一八九五（明治二八）年三月、日本は日清戦争に勝利したが、勝利によって獲得した遼東半島は、ロシア・ドイツ・フランス三国の干渉によって、清国に返還を余儀なくされた。そのため、藩閥政府と軍指導者は軍備拡張を決意。陸軍は、利益線として満洲を確保するために（帝政）ロシアの陸軍を撃破しうる軍備の近代化と増強を図ること、海軍は、ロシアがドイツやフランスと連合して東洋に派遣することとなる艦隊を撃破することができ艦隊をつくることを、それぞれの目標とした。

これにより、陸海軍はともにほぼ二倍の軍備拡張計画を藩閥政府は至上の課題として取り組んでいくことになった。このような軍備拡張計画を基軸として、明治維新以降の富国強兵、工業立国策を中心とする殖産興業政策は、日清戦争の勝利と三国干渉によって朝鮮・満洲をめぐる帝国主義列強の領土分割競争に日本も参加するために進められていった。

一方、日清戦争後、日本は鉄鋼生産の増強を最も重要な課題としたが、当時の製錬設備や冶金技術では十分とはいえなかった。一八九六〜一九〇〇（明治二九〜三三）年には、銑鉄は需要のほぼ五〇％を生産していたが、鉄鋼は需要の二〇分の程度しか生産できず、ほとんどを輸入に依存していたからである。こうした状況下、鉱業生産設備・兵器・機械類の輸入も含め、鉄鋼輸入の対外支払い手段として日本の銅生産はきわめて重要な意味をもっていた。銅の生産は、鉄鋼生産を中心とする先進工業生産体系を成立させるための重要な先導的な役割を担っていたからである。

その主力であった足尾銅山においては、軍需原材の需要の増大を含めて日清戦争後の日本帝国主义の重要な一翼を担っていた。その意味で、銅鉱山が立地している足尾の農民たちは帝国主義政策の犠牲となったともいえるだろう。

6. 関東地方の洪水被害と北海道への移住

一八六九（明治二）年、開拓使が設置されて、

蝦夷地は北海道と改称された。一九七二（明治五）年には「開拓使一〇年計画」が立案されて、屯田兵による開墾などが進められた。

一八八二（明治一五）年に開拓使が廃止された後、三県一局体制の数年間を経て、一八八六（明治一九）年に北海道庁（内務省直轄機関）が設置された。一九〇一（明治三四）年には「北海道一〇年計画」が立てられ、二〇〇〇町歩の貸与による一〇〇万人の北海道移住を目標とした。しかし、一九〇九（明治四二）年時点では、約九八万人から約一五三万人への増加にとどまり、計画どおりには進展しなかった。

こうした状況を受け、政府はあらためて、一九一〇（明治四三）年から一五年かけて約七〇〇〇万円を投じる「第一期北海道拓殖計画」を立案した。計画では、毎年二五〇万円以上を支出し、社会資本を整備するとともに、国有未開地約一〇九万町歩、同返還地約五六万町歩の売払ないし貸付処分によって移住を促進し、人口を三〇〇万人に増やすことをめざすとした。

この「北海道第一期拓殖計画」がスタートした一九一〇（明治四三）年八月、国内では関東地方を中心に大水害が発生した。その復旧策の一環として、政府はあらためて北海道移住を進めることとなり、水害被災者の救済策として北海道への移住を呼びかけた。これに渡良瀬川支川の一つである思川おもがわの下流部に位置する栃木県下都賀郡では六戸二一〇名が応じ、一九一一（明治四四）年四

月に現在の北海道常呂郡佐呂間町に入植、その土地を「栃木」と命名して開墾を進めることになった。栃木県下都賀郡から北海道への移住の呼びかけについて、松浦（二〇一四）は次のように実情を記している。

明治四三年一〇月、事務官（黒金拓殖部長）が出張して移住の利益を講演し、さらに下都賀郡出身で当時、北海タイムスの記者であった渡辺常治は、部屋村役場や藤岡町で四四年三月一日と二日に水害罹災者に対して移住の必要性、北海道の状況と有望さを説いている。この呼びかけに部屋村、寒川村、赤間村などの水害罹災者が応じたが、なかに旧谷中村出身者もいた。旧谷中村出身者は、栃木県による遊水地築造のための土地買収に応じたその周辺に移転していた人たちが中心だろう」と。いずれにしても、栃木県からどのような要望があったかは不明だが、栃木県下都賀郡の住民たちが団体でサロマベツ原野に移住することが決定された。

『北海タイムス』（一九一一年三月二七日）の記事によれば、サロマベツ原野を提案したのは北海道庁だったという。吉屋下都賀郡長と農業技手が一九一一年（明治四四）年三月二三日に札幌において、道庁関係者や郡長らと、現地への輸送手段、共同小屋の建設などの協議を行い、同二九日に栃木県に帰った。移住先については、一九一一年（明治四四）年四月三日の『下野新聞』によれば、郡長、技手が実地を調査して、「その状況を同地は内地

にても容易に見るを得ざる程の肥沃な地にして、今日まで開発されざるしは、交通の不便なりし為めなりと。なお同地はすでに一百戸以上の移住者出来、仮小屋を建設中にて、村役場及び学校の敷地は二町五反歩と決定したる由」と述べている。

吉屋郡長らの日程を詳細に調べた小池喜孝は、郡長、技手ともサロマベツ原野の現地視察は行っていないと判断している。さらに、『下野新聞』に報道されているサロマベツ原野の地理・気候などの状況は、北海道庁発行の『植民公報』（第五八号・明治四四年一月号）から得たものであって、「地理及地勢」について「南方に開け」と、「植民公報」に書かれていない現実と正反対のことが書き込まれていると指摘し、吉屋郡長の作為を強調している。

7. 移住先での過酷な状況

栃木からの移住民たちは、サロマ湖に面したサロマベツ原野に入植した。移住地はサロマベツ原野の中でも佐呂間別川の支川（武士川）に沿ってサロマ湖から約一六^キ入った場所であった。そこは東・北・南を山に囲まれた細長い土地で、日照時間は短く、積雪量は多いため、開拓は困難を伴った。極寒のなかで未開地を開墾しても、わずかなジャガイモやハッカしか栽培できず、第二次世界大戦後には酪農に転換する農家も多かったという。松浦（二〇一四）はその様子について、書記の



現在の栃木地区の様子
(2020年11月6日撮影)

大貫権一郎（下都賀郡役所の移住事務取扱委員）の供述を紹介している。

「移住地への通路は雪中を山路にかかることとて、先登者『ガンジキ』を足につけ進行す。一行その後より徐々に足跡を履みつつ従う。その間、各所に急峻あり、溪路あり、倒朽したる大木あり。積雪は二尺より四尺以上に及び、一步毎に股まで没する有様なり。天然の大木は天空を蔽い、熊笹は雪にしき伏せられ全く深山に入りたるもののように、『トド松』の繁きところは、熊笹五六尺茂生し、一見にして潜伏せる大熊の一行をうかがうにあらずやと疑わるる箇所多かりき。」

移住地では、土地を区分する道は造成されていたが、一戸分（小区画五町歩）が区画割されていただけであった。移住者たちは人力で開墾を進めたが、一年目に二〇戸が去ったとされる過酷な状況であった。一九一三（大正二）年には、宇都宮市にある二荒山神社からの分祀により栃木神社の

社殿を建てている。なお、入植から五年目に五町歩の開拓地が付与されて自作農となっても、それまでの借財の抵当として土地を取り上げられた者もかなりいたという³⁾。

8. 強制移住か自発的な移住か

栃木神社には、「開基五十周年記念碑」が建立されており、「栃木部落の沿革」と題された碑文には「昭和三十五年四月二十一日／題字 栃木県知事 横川信夫／碑文 下野新聞社長 福島悠峰」と明記されている。以下、その引用である。

栃木部落は明治四十四年栃木下部賀郡南部八カ町村の六十六戸が移住開拓したるを以て嚆矢となる 抑々移住の動機は足尾銅山の採鉱精錬の開始されるに当り 鉱毒を渡良瀬川に排流して顧みず 其の為洪水毎に鉱毒は耕地に氾濫して農作物魚族を枯死滅亡せしめ農民



栃木集落の開基五十周年記念碑



栃木神社境内の「栃木の神木」

生活は極度に疲弊窮乏し加うるに明治四十三年関東地方を襲える豪雨は渡良瀬川に未曾有の大洪水を齎し沿岸の惨状言語に絶し住民は悉く再起不能の被害蒙りたる時の栃木県選出代議士田中正造翁は一身を賭して此の苦難を打開せんと欲し足尾銅山鉱毒事件として十数年間政府に陳情請願し又銅山経営者古河市兵衛と争いしもついに谷中村共生買収の方途によつて一段落を告ぐるに至つたのである 茲に於て谷中村を追われし一部と鉱毒水害の罹災民六十六戸の希望者が栃木県庁の斡旋に依り集団移住として北海道釧路村サロマベツ原野に入植することになり明治四十四年四月六日小山駅に集合 県庁係官大貫権三郎氏郡役所係員並に赤十字看護婦二名に引率されて四月十四日武士小学校に到着 四月二十一日丈なす熊笹を刈り分けて現地共同小屋に入り大貫権三郎氏より栃木部落の名称を授く 其の後昼尚暗き原始林に開拓の斧鉞を入れ又他県移住者と共に凡ゆる困苦欠乏に耐え今日の発展を見るに至つたのである 茲に栃木部落開基五十周年記念式典を奉



栃木神社境内 神社の由緒など

行し記念碑を建立す 碑文には、佐呂間町栃木集落への移住者について、希望者が集団移住として入植してきたと記されている。

一方、栃木開基開校七〇周年記念誌『栃木のあゆみ』（一九八二年発行）には、「栃木県人の皆様が足尾銅山の鉱毒に追われ、北海の新天地に永住の地を求めて移住されました」とある。栃木集落への移住者の中には谷中村の出身者もいたことから、その移住を足尾鉱毒事件の一環と位置づけている。足尾の鉱毒被害者の北海道への移住は、移住者の希望ではなく、政府による強制移住であるとする解釈もある。

人びとが故郷を離れて他の地域に移住するとき、「押し出す営力」と「引き込む営力」が働いている。足尾から佐呂間町に移住した人びとは強制的な移住なのか、生活が困窮していたため希望

して移住したのかは、十分に調査する必要がある。

明治時代、工業立国策や殖産興業政策による銅の生産によって鉱毒問題が発生し、住民の銅鉱山への反対運動の矛先から逃れるために渡良瀬遊水地が造成され、それによって住民が移住せざるを得なくなった。これは人びとを他の居住地へと「押し出す営力」と、新たな開拓によって土地が入手できるといった「引き込む営力」が共にはたらいたと考えることができる。いずれにしても、当時の政府にとつては、殖産産業の発展とともに、新たなフロンティアとしての北海道の開拓に人びとの移住は不可欠であったといえるだろう。そして、鉱毒問題という産業公害と洪水の被害者は、移住によって過酷な環境に置かれる二重の労苦が伴っていたことをあらためて注目しておかなければならない。

開発を目的として、人びとの居住の権利や、快適な暮らしを奪うことはあってはならない。いずれにしても、農民の移住は、基本的に外発的な要因に基づくものであり、移住先、とりわけ未開の農業に適合しにくい土地への移住は過酷な状況となる可能性が高い。

今日の社会においても、開発や紛争によってやむを得ず移住する人びとにとって自発的な要因といるのはあり得ないのである。足尾鉱毒事件による問題を現代社会に適應することが求められるのである。

最後に、一九七二（昭和四七）年には、佐呂間町に入植した二代目の村民のうち、六戸の農家が、

帰郷運動への取り組みを経て、栃木県の支援により壬生町に移転していることを付記しておきたい。

【注】

- (1) 以下、本節について、松浦（二〇〇二）二二一～二二二頁を参照した。
- (2) 松浦（二〇〇二）二〇五頁。
- (3) 本段落の記述は、松浦（二〇〇二）二二三頁を参照した。
- (4) 同右。
- (5) 以下、本節の記述については、東海林・菅井（一九八五）二三～二四頁を参照した。
- (6) 以下の本節の内容については、松浦（二〇一四）一五五～一五六頁を参照した。
- (7) 松浦（二〇一四）一四七～一四八頁。
- (8) 松浦（二〇一四）一四八頁。

【参考文献・資料】

- ・ 荒畑寒村『谷中村滅亡史』岩波書店、一九九九年 五月
- ・ 小池喜孝『谷中から来た人たち―足尾鉱毒事件と田中正造』新人物往来社、一九七二年
- ・ 東海林吉郎・菅井益郎『足尾銅山鉱毒事件―公害の原点―』（『技術と産業公害』所収一五～五六頁）東京大学出版会、一九八五年
- ・ 松浦茂樹『足尾鉱毒事件と渡良瀬遊水地の成立』（『国際地域学研究』第五号二〇五～二二二頁所収）東洋大学、二〇〇二年三月

・ 松浦茂樹「明治四三年大水害と北海道移住―足尾鉱毒問題との関連を中心に」（『水利科学』第三三六号一四三～一六八頁所収）一般社団法人日本治水協会、二〇一四年四月

・ 佐呂間町史編さん委員会編『佐呂間町百年史』佐呂間町、一九九五年九月

・ 佐呂間郷土史研究会編『佐呂間町開基一〇〇年記念さろまむかしむかし』佐呂間町ほか、一九九四年九月

・ 栃木部落史編集委員会編『栃木のあゆみ』栃木開基開校七〇周年記念協賛会、一九八二年六月

△おしたに はじめ・酪農学園大学教授
／当研究所理事／北海道近現代史研究会主査▽